

企業振興条例に基づく指定申請に係る申請書類一覧

指定申請を行う場合は、市と事前協議のうえ下記の書類を対象施設の完成日から起算して90日以内に提出してください。

参考：袖ヶ浦市企業振興条例施行規則（抜粋）

（指定の申請）

第6条 条例第4条第2項の規定により指定の申請をしようとする事業者は、対象施設の完成から起算して90日以内に指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

申請書類（必要書類）一覧		
<input type="checkbox"/>	(1)	指定申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	(2)	法人の登記簿証明書又は住民票の写し
<input type="checkbox"/>	(3)	法人の定款又はこれに類するもの
<input type="checkbox"/>	(4)	事業概要説明書（対象施設の位置図及び配置図を含む）
<input type="checkbox"/>	(5)	土地、家屋及び償却資産の売買契約書等の写し（内訳書を含む）
<input type="checkbox"/>	(6)	取得した土地及び家屋に係る不動産登記事項証明書
<input type="checkbox"/>	(7)	建築関係法令の各種届出の写し
<input type="checkbox"/>	(8)	環境関係法令の各種届出書の写し
<input type="checkbox"/>	(9)	その他市長が必要と認める書類

【問合せ先・申請先】

袖ヶ浦市役所 環境経済部商工観光課 商工担当

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1

TEL 0438-62-3428 FAX 0438-62-7485

E-Mail sode19@city.sodegaura.chiba.jp